

# (在校生・保護者向け) 修学支援新制度について

K C S 大分情報専門学校

修学支援新制度の対象者は、「授業料減免」と「給付型奨学金の支給」の二つの支援を受けることができます。支援継続の手続きをおこなわない場合、または、不適格と認定された場合は、両方の支援が打ち切られますので、ご注意ください。

## 1. 修学支援新制度における授業料減免の支援継続に関する手続きについて

修学支援新制度の対象で授業料減免の支援を受ける方で、授業料減免の支援継続を希望する方は、毎年度の8~9月および2~3月に「授業料減免継続申請書(A様式2)」を本校に提出してください。

※期限までに提出されない場合は、次期以降の支援が「停止」されます。

その場合、次期授業料の減免はおこなわれませんので、ご注意ください。

※期限を過ぎて「停止」となった場合でも、改めて次期の継続申請書を提出すれば、次期以降の支援が再開されます。ただし、遡っての支援はありません。

## 2. 修学支援新制度における授業料減免支援の適格認定について

毎年度2回、修学支援新制度における授業料減免支援の支援対象者として適格かどうか判定される「適格認定」があります。

### ①家計状況にかかわる適格認定

給付型奨学金を扱う日本学生支援機構がマイナンバーを用いて所得状況を毎年9月に確認します。10月からの授業料減免は、新たな支援区分に基づいて実施されます。

※家計状況が支援対象外となった場合は、次期以降の支援が「停止」されます。

### ②学業状況にかかわる適格認定

2年課程(情報マルチメディア科・情報ビジネス科)在籍者は半期ごと(9月、3月)、3年課程以上(情報マルチメディア専門科・大学併修科)在籍者は年度ごと(3月)に判定をおこない、学業成績が基準を満たさないときは、支援打ち切りとなります。

区分	学業成績の基準
廃止 (支援終了)	下記のいずれかに該当する場合 ・修業年限で卒業できないことが確定したとき(休学期間は除く) ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であるとき ・授業への出席率が低く、学修意欲が著しく低い状況にあると判定したとき ・2回連続して「警告」に該当したとき
警告	下記のいずれかに該当する場合 ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であるとき ・学科における成績(年間)が下位4分の1であるとき ・授業への出席率が低く、学修意欲が低い状況にあると判定したとき

・学修意欲は、免除対象者が提出した「学修計画書」の内容により判断します。  
ただし、「学修計画書」の提出がない場合は、継続手続きはおこなえません。

以上

参考：日本学生支援機構 給付奨学金の継続に関する手続きについて  
[https://www.jasso.go.jp/purpose/shogakukin/detail/1193853\\_1548.html](https://www.jasso.go.jp/purpose/shogakukin/detail/1193853_1548.html)